

令和2年度

第4回ふじさわ男女共同参画プラン推進協議会

2020年11月26日(木)

午後2時30分開会

○事務局（中丸） 定刻となりましたので、始めさせていただきたいと思います。

皆さん、こんにちは。では、ただいまから、令和2年度第4回ふじさわ男女共同参画プラン推進協議会を開催いたします。

資料について確認をさせていただきます。

（資料確認）

本日は、片岡委員から30分ぐらい遅れてしまうということでご連絡をいただいております。会議成立につきましては、ふじさわ男女共同参画プラン推進協議会要綱第6条の規定に定めます半数以上のご出席が認められておりますので、この会議が成立していることを申し添えさせていただきます。

本市におきましては、市政において重要な役割を果たしております各種審議会等の附属機関やこれに準ずる機関の会議は、市政運営や施策形成における公平性及び透明性を高められるよう、藤沢市情報公開条例第30条の規定により、原則公開としております。

この会議におきましても、公開を原則として運営してまいりたいと考えておりますが、皆様よろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○事務局（中丸） 傍聴者の方はいらっしゃらないということで、このまま進めさせていただきます。

それでは、ここからの議事進行につきましては、木村会長にお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

○木村会長 はい。よろしく申し上げます。

皆様どうも、こんにちは。午後の忙しいというか何とも言えないお時間にお集まりいただきましてありがとうございます。今回もコロナの関係もございますので、16時までということで、簡潔に進めてまいりたいと思いますので、皆様ご協力のほどお願いいたします。

いつもながらですけれども、挙手をいただきまして、ご指名の上、ご発言をお願いいたします。

では、次第に沿ってということで、本日のこちらの1番、「（仮称）ふじさわジェンダー平等プラン2030」ということで審議を継続しておりますけれども、こちらのほうから入ってまいりたいと思います。

では、現状について、事務局からご説明をお願いいたします。

○事務局（古谷） 皆様こんにちは。よろしくお願いいたします。

本日は、まず、前回皆様からいただきましたご意見に対する振り返りということと、パブリックコメントを10月13日から11月11日まで実施させていただきましたので、その状況につきまして、私のほうから今後のスケジュールなどを説明させていただきます。

では、早速資料1、こちらの厚い冊子に沿いましてご説明させていただきます。

まず、3ページをお開きいただけますでしょうか。こちらは第1章、計画策定の趣旨と背景という中で、特に3ページ、SDGs、この持続可能な開発目標における17の目標の一つとしてジェンダー平等の実現ということが掲げられているわけですが、こちらとプランとの関係性、あるいは新型コロナウイルスのことについてもしっかりとこの中で書き込んでいくべきではないかというご意見をいただきました。そういうことで、こちらの上から3段落目の後半あたりでその辺の記述をさせていただいています。

次は、11ページをごらんいただければと思います。今のSDGs及び新型コロナウイルスとの関係性とも関連してくるのですが、こちらは、井上委員あるいは木村委員、富山委員から、このコロナの問題、コロナとジェンダーという問題についてしっかりと項目立てというか柱立てをした中での書き込みをしたほうがよいのではないかというご意見をいただきましたので、こちらはそのような形で対応させていただいております。

続きまして13ページになります。13ページでは真ん中あたり、ジェンダーの用語の説明がございました。こちらにつきましては、ジェンダーメインストリーミングの視点、その他用語としてジェンダーの説明が少しあっさりし過ぎているかなというご指摘を踏まえ、ジェンダーとは何かから始まり、私たちのこのプランの中のジェンダー平等、あるいはジェンダーメインストリーミング、ジェンダー主流化とはどういうことか、少し動向を入れさせていただいて対応させていただきました。

こちらが第1章でいただいたご意見への対応でございます。

次は、第2章に入りまして、こちらは高橋委員あるいは片岡委員、木村委員からもご意見いただきましたけれども、構成として、まずこちらは、31ページに重点目標1、2、3、32ページに重点目標4、5、6があるのでありますが、こちらのほうのいわゆる重点目標に書かれている内容が、第3章のそれぞれの冒頭にもエッセンスと言いますかコンパクトに入っていたほうが良い、わかりやすいというご意見をいただきましたので、前後してしまつて大変恐縮ですが、例えば、第3章の43ページをお開きいただきますと、重点目標1、人権を尊重したジェンダー平等の社会づくり、その後、前回までは突然、担い手の役割と方向性と

いうものが出てきてしまっていたのですが、その重点目標のエッセンスをまとめた形で書き込みをさせていただいております。それは全て重点目標1から6まで同じような仕様になっておりますので、ごらんいただければと思います。

少し各論のお話になってまいりますけれども、48ページをお開きいただけますでしょうか。こちらは小林委員から、48ページの7番、心身の発育・発達と性に関わる教育の推進の記載の中で、実は前回、「学習指導要領に即した」という表現が入っておりました。この点については、やはり青少年、若い世代からの性の教育であったり心身の発育・発達に関する教育であったりという部分は、なかなか学習指導要領だけでは網羅しきれない課題がありますというご指摘をいただきました。この中では、やはり教育の現場で受ける部分と、あるいはNPOであったり、少し民間的な視点を取り入れた中での取り組みという広い意味で捉えるということもありますので、まず、少し誤解を招きかねない「学習指導要領に即して」という部分は削除させていただいております。

次に、62ページをごらんください。62ページにつきましては、災害時避難所での課題ということで、宮川委員からメールでいただいたのですけれども、やはりジェンダー平等に配慮した避難施設運営の促進というものが62ページの30に上げられているのですけれども、特に女性の視点に立った場合に、いわゆる性的被害といった問題がどうしても深刻になってきている。これは当然国のほうのガイドラインがあつたり、方向性としても指摘されている部分です。この点につきましては、今回、課題4の中で書き込みを少しさせていただいておりますので、ごらんいただければと思います。

それから、87ページをごらんいただいでよろしいでしょうか。こちら87ページをごらんになりました後、97ページをごらんいただければと思いますけれども、小野委員から前回、スポーツとジェンダーという視点でのご意見をいただきました。元なでしこジャパンの選手のお話などもいただきながら、少しスポーツとジェンダーという視点を入れていってはどうでしょうというご意見をいただきましたので、こちらは、まず87ページのほう、こちらは多様な性を尊重する社会づくりという中になります。高橋委員から、いわゆるスポーツとジェンダーという視点とは別に、セクシュアルマイノリティの方への支援として、例えば企業などでは、化粧室であったり更衣室の問題もこれから当然出てきますということもございました。そのような点も踏まえて、87ページの部分の書き込み、最後の段落になりますけれども、「他方」以下、書き込みをさせていただき、課題を提起させていただくとともに、小野委員からご指摘をいただきましたスポーツとジェンダーという視点についても、1つトピカ

ルな形で97ページに言及させていただいております。

こちらは、前回の振り返りといたしまして、皆様からいただいた意見を今回反映させていただいた部分になります。

続きまして、ご説明を続けてさせていただきます。

まず、パブリックコメントを実施しまして、最終的に13人、42件のご意見をいただいております。類型化としましては、計画の基本的な考え方に関するものが13件、藤沢市の現状に関するものが6件、重点目標と課題、施策の方向性に関するものが20件、その他3件となっております。

今、意見の整理をさせていただいている途中なのですが、どんな意見があったかということについては、基本理念から事業内容まで十分網羅されていると思うというような意見や、あるいは、やはり藤沢市は女性の労働力率のM字カーブの現状を捉えて、やはり依然として少し固定的性別役割分担意識は強いのではないかといったご意見、あと、人権を尊重したジェンダー平等な社会づくりに関するものとしては、学校現場におけるジェンダー平等の教育、大変保守的な教科書が使われている中で現状にまず合っているのか、あるいは性教育に関しても、人権教育を含んだ上での包括的性教育の機会というものを取り入れていく必要がある。こういったことが、やはり性暴力であったりDVの防止につながるのではないかと。あとは、やはり女性の働き方、働く女性というか女性への支援という中では、保育園であったり、あるいは子育てとの両立が可能な働き方を推進している市内企業に対するインセンティブといった意見がございます。あと、セクシュアルマイノリティの方に対しては、セクシュアルマイノリティの方への理解、支援等に関しては、やはり知っているつもり、わかっているつもりにならないよう、当事者の方からお話を聞く機会なども今後設けていただきたい。あるいは、特に先ほどの学校現場での対応とも関連しますけれども、セクシュアルマイノリティのお子さんへの配慮という点においては、教育の問題もありますねというご指摘などをいただいていることをご紹介します。

こちらのほうは市の考え方を付して公表させていただきますので、公表まで具体的な意見の類型化はお待ちいただくという形になります。

あと、私どものほうで今、12月の市議会定例会が本日から始まりました。こちらのジェンダー平等プランにつきましても、12月4日の総務常任委員会で素案の報告をさせていただく予定になっておりますので、よろしく願いいたします。

私のほうからの説明は以上です。

この後、前回から皆さんに課題としていただいております具体的な事業をきっちりと上げていくという部分、あと、次期プランの成果指標についてご説明をさせていただければと思います。よろしく願いいたします。

○事務局（中田） それでは、ここから中田からご説明差し上げたいと思うのですが、ここまですで何か一度区切ってやったほうがいいですか。

○木村会長 成果指標ですね。成果指標ということを使うと、資料はどれを使われるのですか、資料2ですか。

○事務局（中田） はい。

○木村会長 なるほど、わかりました。では、とりあえずご説明いただいてよろしいですか。

○事務局（中田） かしこまりました。では、引き続き事務局からご説明させていただきます。

まずは、具体的な事業ですね。前回会議の中では、今回のジェンダー平等プランの中では具体的な事業の掲載はしない方向で今のところは考えているという形でご報告差し上げました。

ですが、こちら実際にこのプランを見ていく中で、取り組みとして上げられている中、どんな事業が各課それにあたるのかといったところですか、あるいは男女共同参画の視点としてどういうところに位置づけられてくるのかというところが、具体的な事業としてあげられていないとやはりわかりづらいのではないかとこの形でご意見をいただいております。

こちら、市民、職員、また、誰が見てもわかるような形でそういったところを示すために、今、皆様のお手元にございます資料2に具体的資料の一覧という形で作成しております。こちらは、最終的にはこの本編の資料1の中の第3章の一番後ろにくつつく形で掲載する予定のものでございますけれども、今回この会議のために抜粋した形で資料にさせていただきます。

こちらの具体的な事業については、現行の男女共同参画プラン2020（改定版）をベースにしながら、今回のジェンダー平等プランということで新しい事業としてできたもの、あるいは、その文言ですとか、そういったところの調整を、今、関係各課と進めているところでございます。大きな方向性はいただいているのですが、実際に掲載するに当たって、あまり狭くなり過ぎないように、大きくとれるような形とか、そういった部分で文言の調整といったものがこれから少し入ってくるかと考えております。こちらのほうが事業1から6までという形で掲載されておまして、これが本編に入ってくるという形で予定をしております。

具体的な事業については以上でございまして、続いて成果指標について説明させていただきます。

すみません、資料1に戻っていただきまして103ページ、後ろのほうになっているのですが、こちら103ページからは「ふじさわ男女共同参画プラン2020（改定版）成果指標の達成状況」という形で載せさせていただいております。こちらについては、改定時の実績、前回の2020、現行のプランが始まったときの実績状況と、最新値。そして、当初目標としていた目標値という形で掲載しております。こちらについては、第2回のときにプランの進捗管理というところでご報告させていただいているものと全く同じものという形になるのですが、こういった形で2020、5年間の数字がこう変わってきましたということが示されております。

少しめくっていただいて、106ページでございます。106ページには、4として「ふじさわジェンダー平等プラン2030の指標項目」という形で1つ章立てをしております。こちらについては、今回のジェンダー平等プランの内容を踏まえながら、新たな指標の追加ですとか、あるいは、今まで載っていたものだけでも、数値をとるのが難しいというか、いま一つははっきりしない数値になってしまうものというものもありましたので、そういったものを削除するなど見直しを行っております。こちらはざっと書いてあるのですが、現行の改定版から引き継いだものもございしますが、特に新しいものとしては合計で9項目ございます。

まず1つ目、重点項目1のところの3つ目、「『ジェンダー』ということばの認知状況」という形で記載しております。今回プランの名称を変えるということもありましたので、こちらは必要かと思っております。

重点目標2、「市職員の管理職に占める女性の割合」ですとか「自治会における女性会長の割合」「郷土づくり推進会議における女性の割合」といったものを追加しております。

重点目標3、ワーク・ライフ・バランスの推進では、「市の男性職員の育児休業取得率」「男性の育児休業取得率」「介護休暇・介護休業の取得率」といった具体的な数値というところをとっていくように設定をしております。

重点目標4では、「デートDVということばの認知状況」という形で、今まで数値としてとり始めたのが、今回の平成30年度市民意識調査からになりますので、こちらは今後拾っていきたいと思っております。

重点目標5については、今回新しく入ってきた重点目標になりますので完全新規ですね。「セクシュアルマイノリティの人にとって生活しづらい社会だと思ふ人の割合」というものが追加されております。

そういった今までのところから、ちょっと市職員の状況といったところも含めて追加をし

ております。これも、やはり市としては率先垂範といいますか、まずは市が働きやすい職場、男女共同参画というものを推進していくということも含めて、指標として出していくという方針のもと、今回追加しているところでございます。

成果指標については以上でございます。事務局からの説明は以上です。

○木村会長 よろしいですか。どうもありがとうございました。

前回からの修正をどう反映していただいたのかという状況のご説明の後、事業の具体的な事業を追加しましたというお話、それから、成果指標で新たに加えたものがありますというお話、それから、パブリックコメントは実施ということですね。もう終わったのですか。

○事務局（古谷） はい、意見募集のほうは終了しております。

○木村会長 終了したのですか。その主な内容ということで口頭での説明がございました。

ごめんなさい、ちょっと私、若干聞き逃していたのですけれども、メモを取られている方もいらっしゃったようで。そういったお声もあった部分がありますので、ぜひこれを最後反映できるチャンスでもあるのかなというところで、そういった状況を踏まえて皆さんからご意見を頂戴したいと思います。

では、ここからは反映状況、ご説明を聞いていただいた上でのご意見の意見交換の時間としたいと思います。よろしく願いいたします。

いかがでしょうか。

○小野委員 時間がないので、見てもらいたい資料があってもっと早めに発言をさせていただきました。31ページ、重点目標2についての関連と、それから、先ほど付け加えていただいた85ページと97ページのところに関連して、スポーツ関係でもう見られている方もあると思いますが、11月24日神奈川新聞に記事が載ってまして、スポーツのほうで、スポーツ界の卑劣な行為撲滅ということで「許すな盗撮」。アスリートの写真を、カメラとかも発達しているんで、そういうことでちょっと新聞記事をコピーしてもらおうかと思ったのだけれども、今コピーするのが難しいということなので、ちょっと回させていただきますので、すみませんが目を通していただくと。

それからもう一つは、スポーツ関係でフェムテックとかジェンダー・イノベーションというようなことの中で、やはり女性の体の生理のことで、生理前と生理後では使うエネルギーが違うという研究があって、生理前は脂肪を使ってエネルギーを出すのですが、生理後は糖を使ってエネルギーを出すというところで、顕著な例として、ヨーロッパとか外国でそういう研究が進んでいて、2019年の女子サッカーの世界カップで優勝したアメリカの選手

たちが、そのことを使ってトレーニングをして、結局優勝した。月経周期を考慮した練習メニューを取り入れてやったということで、女性の体の複雑さみたいなものがあって、働くとき、生活するときのそういうバランスがあるので、非常に難しい部分があって女性が台頭できない部分とも関連してきているのかなと。こういうフェムテックとかジェンダード・イノベーションということがこれからもっとどんどん研究されてくると、女性が働きやすくなるということも男性も知っていかなければいけないかなということで、ちょっと早めに発言をさせていただきました。すみません。

○木村会長 ありがとうございます。特に具体的に、どこかの修正のご要望ということではないということで理解してよろしいですね。

○小野委員 はい。

○木村会長 ありがとうございます。

せっかく小野委員からご発言いただいたので、その関連で私もあるので、いいですか、ちょっと発言させていただきます。すみません。

スポーツとジェンダーの部分をご意見いただいて、それを事務局のほうで反映していただいたということでよいと思います。どうもありがとうございます。せっかく反映されておりました、よりよい反映の仕方ができたらいいかなとちょっと思いまして、87ページの「他方」以降が、恐らく2020と絡めた形で、スポーツの場面ではセクシュアルマイノリティに対するいろいろ改善余地があるということがおっしゃりたいのかなと見受けられます。

その場合ですが、97ページのほうにスポーツとジェンダーのことにに関してコラムが書かれておりますけれども、そことの関係のほうはより深いと思われまますので、この「他方」以下の文章、これを丸々移植してくださいという要望ではないのですけれども、「他方」のパラを97ページの施策の方向性の下の部分、ライフステージごとに応じた健康課題に即した健康づくりを進めていきますという趣旨かと思っておりますけれども、書くとしたら、具体的に言うとオリンピックのこういうこともありますので、このあたりのことにも取り組んでいきますというような、もう少し軽めの告げ方で盛り込んでいくとすると、ここでスポーツとジェンダーということも上げているということですね。整合がつくのかなと思っておりますので、ちょっとそこをよろしければ、せっかくの反映ご意見ですので、ご検討いただけたらと思います。

すみません、私のほうからは以上になりますけれども、引き続きご意見いかがでございましょうか。

○樋浦委員 パブコメのことについて伺いたいと思うのですが、先ほど内容のご説明があって、

市の考え方を付してこれから公表する予定だということですが、パブコメって、やはり施策に反映させるために皆さんお書きになると思うのですが、具体的に今回も、次の12月議会ということですからかなり固まってきたご提案だと思うのですが、何か具体的にパブコメを反映させた箇所というのがあるのでしょうか。

○事務局（古谷） 今、樋浦委員からご質問いただいた件にお答えをさせていただきますと、まず、本来ですと、いただいた意見を皆さんにちょっとお手元で見ていただくというのがよかったです。若干特定の方のご意見とかわからないような形での類型化を今やっております。次回のこちらの協議会ときにはお見せできればと思います。いただいた意見をどういった形でどの程度反映されているのかという点については、事務局のほうでいただいたご意見を精査する中では、いただいた意見の7割ぐらいはその考え方が既にプランの中に盛り込まれていると認識しています。例えば、先ほども言った固定的性別役割分担意識がまだ藤沢は強いから、その辺は引き続き意識啓発であったり取り組みを続けていただきたいという意見は、例えば、私たちこちらで議論いただいている方向性と一致しているので、そういった場合は計画に反映されている、もしくは既に考え方として含まれているという認識であります。

他方、例えば、先ほどもちょっと触れさせていただいたセクシュアルマイノリティのお子さんの制服の問題。こういった問題は、当然教育委員会との考え方、調整が必要になってきますので、今ちょうどそういった調整、どの部分まで概要ができていて、どの部分がやはり難しいのかというお話をさせていただいております。

ですので、残り、ざっくりとした発言で申しわけないのですけれども、その3割ぐらいは、例えば細かな調整が必要になるものということになります。

○樋浦委員 重ねて。例えば、性教育の導入みたいなご意見もあったということで、前に小林委員の意見を踏まえて、学習指導要領という枠組みの中ではないように変えた先ほど説明がありましたが、このパブコメを受けて、さらに強化するというか、もっと具体的な施策に反映するような書き方をするとか、そういう改編みたいなことは事務局では議論があったのですか。

○事務局（古谷） 現場サイドのほうに投げかけをさせていただいて調整をしていくという作業。今まさにその調整の途中なので、結論はちょっと申し上げることができなくて申しわけないのですけれども。

○樋浦委員 投稿された方のパブコメが、ここに具体的に反映するという感じではないという

か。

○事務局（古谷） 反映できる部分は反映させていただきますし、例えばいろいろな意見をいただいても、どうしても反映が難しい部分については、そういったご回答を市の考え方を付してお出しするという形ですね。

全部が全部、あらゆる市の計画で皆様のほうからパブリックコメントでご意見をいただきますけれども、やはりどうしても現実的にできる部分、できない部分というのが出てきてまいりますので、極力盛り込むような形でももちろん調整するのですが、実際の現場としてできないものはちょっと書けないということになってくると。

○樋浦委員 限られた時間なので、別に全部入れろと言っているわけではなくて、タイムスケジュール的に、今後さらに変わっていくということですか。それだけ確認させてください。

○事務局（古谷） 例えば、市の考え方として、今後の参考にさせていただくという形はあります。

○木村会長 今、樋浦委員がおっしゃったのはそういうことではなくて、文言がもうちょっと変わるかどうかということ。

○樋浦委員 そうですね、2030に生かされるのですかということ。

○事務局（古谷） 施策として書き込めれば変わってきますし、そこが……。

○樋浦委員 時間がない中ですので、結構です。

○木村会長 そこを今まさに調整されている期間だという理解でよろしいわけですね。

○事務局（古谷） はい。

○木村会長 そういうことをご理解いただければいいと思います。大丈夫かな。

一方で、多分樋浦委員がご質問された理由というのは、私もよくわかるのです。というのも、パブコメは終わりましたかと先ほどご質問させていただいたのは、もし終わったのであれば、例えばどういうものが出たのかというところの一覧は、回覧のような形式でもよかったのでちょっと頂戴できると、皆さん、例えばその部分を見ながら追加でご意見が言えたりというのが言いやすかったのかなと思いますので。正式な資料として渡してしまうとオープンになってしまうということとはよくわかりますので、回覧だけというところの閲覧の仕方でもできると思いますので、ちょっとそのあたりのご配慮を今後お願いできたらと思います。

では、ほかの方もいろいろランダムな箇所で皆さんご意見を伺っておりますけれども、お気づきの方。

○高橋委員 106、107ページの数値目標のところについてお伺いしたいと思います。それぞれの数値目標は担当部署のほうに依頼して立てたものと推測していますがけれども、例えば、あまりに現状の積み上げで出してきたものであると、ここでやるいろいろな施策が、やらなくても達成できてしまうということになってしまいますし、あまりに希望的なものだと全く達成できないということになってしまいます。ですので、こちらの担当部署のどこかで、こういった考え方で数値目標を出してくださいとか、そういったことがもしこれからでも可能であれば、やられたらいいのかなとも思いますし、この数値をどうやって出してきたのかといったところもちょっと興味があったところです。

○木村会長 ありがとうございます。数字の根拠というと大きな言葉になってしまいますけれども、何かそのあたり、事務局から伝えられることがございますか。

○事務局（中田） こちらの目標値というところですが、おっしゃるとおり、本当に上がってくるものもあれば、あるいは荒唐無稽な目標を立ててもというところもあるかと思えます。その中で、例えば人権男女共同平和課が担当しているところについては、基本的には、ある程度努力した上で達成できるかといったラインですとか、あるいは国の計画で設けられたものについては、そこにならう形で施策の設定をしているところでございます。

それ以外、例えば担当課にここの数字というところをお願いしているところですが、例えば重点目標2、市職員の管理職に占める女性の割合というところがあるのですが、これも今回であれば、例えば30%とか、いわゆる3分の1、30%のラインがあるので、そここのところ30%はどうですかという話はしたのですが、今いる人が全員、ラインに立っている人が管理職になったとして30%に行かないのです。現実的に30%にはできないというところで、今上がっているところからまだ少し上に見た形で、26.5%でちょっと刻んだ形ですが、そういった数値にしてきたというのは聞いているところです。

ですので、それぞれの担当課によって具体的にどの程度だったら可能かというラインを見ながら数値目標を設定していたと、こちらでも認識しているところでございます。

○井上委員 ほかにもちょっと申し上げたいことがあるのですが、この数値目標についてだけちょっと。要するに、数値目標を立てるのは、それを達成していくために具体的な施策を展開するためですね。ですので、指標内容と重点目標に振られているので必要ないような気もするのですが、この目標値を達成するためにどういう施策を展開するのかという番号がひもづけられているといいと思うのです。なので、逆にほかのところだと、例えば、最初のほうの記述に目標値を入れているところもあるのですが、双方からという

ことなので、そのあたりもうちょっと工夫かなという気がします。それで、入れてみたらすごく煩瑣になってしまっただめだわという可能性もあるので提案で。すごくたくさんひもづく可能性もありますのでね。要するに、行政計画って市役所のいろいろな部局の人たちがこれを意識してくれるということが一番重要なので――、一番は言い過ぎかもしれない、とても重要なので、そういう工夫がちょっと要るかなと思います。

それと、もう一つ細かいところで、前まであった、104ページにある重点目標3の「6歳未満の子どもを持つ夫の育児・家事関連時間」、これは前に意識調査をやったときに、この数字というかアンケートの項目のつくり方にやや問題があつてという議論だったと思うのですね。でも、この調査自体は結構意味があると思っていて、何か別の形でできないかという気はちょっとしています。そもそも調査と合わせるのがいいかどうかというのも、今ちょっとにわかによく思いつかないのであれですけれども、比較という意味では、それは一つのやり方だと思いますし、何かもうちょっとご検討いただけないでしょうか。

そもそもこの調査がどうなったかよく覚えていないのですけれども、家事時間の調査の中で、「夫の世話」という項目を立てている調査があるのですね。あれはすごく世界のどこの国にもない調査の仕方かどうかそういう類別がなくて。だから、そういう調査をしてしまうと国際比較も難しいという一方で、それが入っているというとすごく特徴的なもの。例えばそういう形でできないかと思ったりしました。なので、ちょっとご検討ください。

以上です。

○木村会長 ありがとうございます。

何か庁内での目標達成に向けたロードマップというところでも、ひもづけたものを公表しなくても、すごく意義のあることだなとお話を伺って思いました。

○宮川委員 同じく数値目標のところですけども、重点目標6の誰もが安心して暮らせる社会づくりというところで、指標として、「女性特有のがん検診」、それから「両親学級」というものが上がっていますけれども、この誰もが安心して暮らせる社会づくりは、いろいろな項目がある割には、数値目標がリプロ・ヘルスに偏っている印象があります。

それで、90ページからの具体的な施策の内容を見ますと、なかなかとりにくいだろうなというところもあるので、例えば、元気ふじさわ健康プランの健康増進にかかるあたりで、何か数値目標として含められるようなものは入れられないでしょうか。こういった健康づくりのための社会環境整備で、市としてやる健康づくりの事業であるとか、それへの参加者数であるとか、そういったものも入るといいのではないかと考えました。

○木村会長 よろしいですか。ありがとうございます。確かに。

○井上委員 要するに、健康診断って、勤めている人とか学生とかは結構機会があるのですが、そうじゃない人だったり、就業でも短時間の就業の場合に拾えない、上手に言えないですが、そういうところに働きかけていくような、それは指標ということになるかどうか分からないですが、施策のほうかな、何かそういうものをぜひひとちょっとと思います。

○事務局（古谷） 事務局からちょっと補足をさせていただいてもよろしいですか。

○木村会長 はい、どうぞ。

○事務局（古谷） 今、宮川委員からご指摘いただいた重点目標6の部分ですね。こちらの「誰もが安心して暮らせる社会づくり」として書き込んでいる部分と、指標のとり方としては、おっしゃられるように、女性の健康という部分にちょっと焦点が行っているという中で、やはり私どもの子育てのプランとかと同じなのですけれども、元気ふじさわ健康プラン藤沢市健康増進計画のほうで幾つかのいろいろな指標を持って取り組んでいる部分があるのですね。ただ、そこの中から少しトピカルなものを持ってきて入れるというような形にはなっています。今、市全体として関連する計画、相互に絡み合っている部分が結構ありますので、その部分は、やはりその計画の中でしっかり進捗管理していくという部分は正直あります。ただ、今おっしゃられたように、少しこれだけに限らずとれるものがあれば入れていくような形で対応させていただければと思います。

○宮川委員 ありがとうございます。ここの重点目標6のところ「両親学級の参加者数」というのがあるのですけれども、ジェンダーということを意識してやるのであれば、男女別の人数を指標として入れていくという考え方もあるのではないかと思います。

○木村会長 ありがとうございます。

ほかいかがでしょうか。

○井上委員 3つあります。1つ目は、最初の鑑の文のところのコロナ禍のこの項目を立てていただいたのはとてもいいかと思います。細かい文言はともかくとしてとてもいいと思います。でももう一個、自殺率が今、男女比がひっくり返る勢いなのですね。これは特筆すべきことなので、だからどうしたということはここに書かなくてもいいのですけれども、書いておくといいかなと思います。それが1つ。

それと関係してですけれども、具体的な自殺防止に関する施策は108ページの63のところだと思うのですけれども、これも一般的な形での自殺対策ではなく、もうちょっとジェンダー平等に配慮したというか、ジェンダーの観点でみたいな、そういうものが少し入ってくる

といいのではないかと思います。

ごめんなさい、別冊になっているほうの108ページの63、ライフステージに応じた健康管理と健康づくり、これが藤沢市の自殺対策のジェンダーのところからのとぼ口というか入口だと思うのですね。なので、こここのところの具体的な施策の書きっぷりというものも含めて、少しジェンダーの視点を強く出していただきたいと思っています。状況がものすごく変わっていますから。

それを何で言うかという、実は私は、県の自殺対策委員会の委員もしているのですね。そこでジェンダーの視点をものすごく一生懸命言うのですけれども、なかなかわかってもらえないのです。ジェンダーって横串の概念なので、小学校での自殺対策でも、もちろん病院でも地域でも全部関係しますねという話を毎回するのですけれども、全く訴求力がないのですね。

そういうことも含めて、そこで多分この部局の方はご存じだと思いますけれども、県は、県内で幾つかの自治体のモデル事業みたいなもので紹介されていくようなシステムになっているのですね。なので、やはり一番現場の基礎自治体のところでどういうことをやっているかということはとても重要なので。

そういう意味では、今まで自殺は男性のほうが率が高くて女性は低いと言われてきたのが、もう言えなくなる状況になっていて、全体としても、今までは職業上の問題とか経済上の問題が比較的多かったものが、家庭という形のくくりですけれども、いかにもジェンダーみたいな感じの原因を推察される例がパーセンテージとしては増えてきているし、このコロナ禍で、数としての女性の自殺数も率も上がっている、その辺の施策転換というのはちょっと言い過ぎなのだけでも、重点というかパースペクティブを当てている場所を少し精査していただきたいということも含めて、これは恐らく担当課でお願いすることになると思うのですけれども、ぜひぜひお願いしたいということです。

これは、課はどこになりますかね。自殺対策系は。

○事務局（古谷） 保健予防ですね。保健予防課のほうでこちらのいのちを支える藤沢市対策につきまして、お手元の厚いほうの資料の35ページに、ふじさわジェンダー平等プラン2030とかかわる健康の部分で、ふじさわ自殺対策計画というのをつくっておりますので、これが絡んでくるということですので。

○井上委員 だから、そこにジェンダーの視点がどのぐらい入っているかということなんですよ。例えば、自殺対策のために相談をしますとなっても、今、県の会議でもSNSを使って

やりましようとかいろいろなことをやっているのです。だけれども、そこにジェンダーの視点がないと逆効果ということもあり得ますね。聞き方一つで。だから、とても微妙なところなので、そういう視点でぜひ推進してもらいたいということです。

だから、直接この部局が自殺対策をするわけではないのは十分わかっていますけれども、ジェンダーってそういう横串系のことなので、そこをこの状況の中で特に赤文字イタリックでよろしくみたいな、そういう感じです。それが1つ目です。いいですか。次に行ってもいいですか。

次、2つ目は、次の議題のところに関係するかどうかと思うのですが、パートナーシップ宣誓制度の話ですが、この制度の成立のことについてはこれからやるのだと思うのですが、具体的な施策は忘れましたが、フォローアップをしてほしいのですよ。それをとった人がどういうふうにしてその後それを使って話し合いがうまくいったか。もちろん市がコントロールしないこともたくさんありますので、企業の住宅のこととか。なので、それをフォローアップして聞いていくみたいなの、そういう仕組みを最初から入れておくといいかなと思います。どういう形がいいかあれですけれども、そういう方向で少し施策を考えていただきたいと思います。

それと、3つ目、先ほどのスポーツの話と関連しますけれども、先ほどの話、なるほどなと私も思いました。スポーツで言うと、こっちの別冊で言うと108ページの63のあたりだと思うのですが、例えば、女性競技者のキャリア支援に向けた検討というのがありますね。このあたりがと関係してくると思いますし、何というのでしょうか、先ほどご紹介にあったような新しい科学的な知見みたいなのがたくさん出てきている領域ですので、そういうものを研究、科学的な知見を取り入れて何とかとか、そんな感じにしていかないと、今までのやり方をそのままということではいけないと思いますので、科学的、医学的な進展のものすごく激しい分野ですので、そういうところに目配りしつつ、入れておいていただけるといいかと思います。

以上、3点です。

○事務局（古谷） ありがとうございます。ちょっと事務局からこちらの検討をさせていただくと、自殺の問題にジェンダーの視点を取り入れた自殺対策といいますか、そういったものについては、例えば、担当課が持っている計画に、今後そういった視点でやっていただくということを事務局として投げかけていくという形になるかもしれません。

○井上委員 はい、結構です。

○事務局（古谷） 具体的にちょっと書きにくい部分ではございますので、そういった視点を
まず。

○井上委員 でも、「検討を求める」ぐらいだったら書いても大丈夫ですね、きっとね。

ごめんなさい、ごめんなさい、いいです。

○事務局（古谷） はい。あとは、次のパートナーシップ宣誓制度のフォローアップの話、次
の項目で多分ご報告がされるかと思います。

また、冒頭にございました小野委員、また、井上委員からありました女性アスリートのキ
ャリア支援等については、今回、私どものスポーツ課のほうでそういった視点を積極的に取
り入れていきたい。ただ、それが1つ、10年という計画の中ですぐ来年できるというものど
してはちょっと難しい部分もあると思うのですが、しっかりそういった視点を踏まえてこれ
からやっていこうということになっておりますので、改めてどこまでその辺を記載できるか
難しい部分がございますけれども、ご意見としてしっかり受けとめたいと思っております。

○木村会長 事務局のほうよろしいでしょうか。ありがとうございます。

自殺の部分ですけれども、ちょっとヒント的なご提案で、拝見していると、91ページのと
ころが重点目標6の困難な状況にある方への支援というところで、91ページの上のところ
にいろいろな状況が書かれていますね。この中に、例えば、昨今の女性の自殺が増えていると
いう状況の描写を入れるというのは一つあるでしょうし、あるいは、井上委員がおっしゃっ
た3ページの部分でドカンと打ち出す、因果関係かなと思っている部分があるので、ドカン
と打ち出すのか、それか11ページ、コロナの影響とジェンダーというところで、こういう状
況が起きてからの部分ですね。こういう状況が起きていると、これが女性の自殺の大幅な増
加につながっているというような状況があるとか指摘があるとか、そういったニュアンスを
入れるとか、いろいろやり方はあると思います。

○井上委員 数字だけでもびっくりするぐらいなので、まずは数字を入れるだけでも十分だと
思います。確かに、本当にそれがコロナと関係しているのかというのは、もちろん研究を待
たなければいけないですけれども、びっくりする状況になりますので。

○木村会長 そうですね。そういった現在の状況との因果関係というところの濃淡がありやな
しやはあると思うので、そこを踏まえて表現としてちょっとつけておくというのはご検討い
ただけたら、このタイミングでのプランですのでいいと思います。よろしく願いいたしま
す。

その他ございますでしょうか。

○片岡委員 すみません、遅くなって申しわけございません。ちょっとお話がどこまで進んでいるのかよくわからず発言させていただきますが、このプランに関して。プランの一番最後のほうの推進体制と進捗管理のところですが、103ページに今のプランの成果指標と達成状況が書いてあります。こちらの一番右に目標値（令和2年度）と書いてございます。それで、106ページから今後10年間の目標値が書かれているのですが、表の一番右側、令和12年度になっておりますが、この数字が、私は全部チェックしたわけではないですけれども、ほとんど変わっていないのではないかと思います。それで、10年後なので、10年間何も変わらない数字を上げてプランを推進するというのは非常に困難ではないかと考えまして、ここの数字をもう一度見直していただきたいと思いました。

○事務局（中田） これは、やはりこの目標値のところについてはご質問いただいたところでございます。人権男女共同平和課のところについては、確かに変わっていない部分が多くございます。こちらについて、国の計画の目標値ですとか、そういったものとあわせている部分ですとか、あるいは、まだ遠く及んでいないということも含めて目標値を設定しているということもあります。そこを下回る形で目標設定もいかなものかというところで設定をしているところでございます。

また、本課ではないところ、別の課のところについては、現状値と見合わせて、実際のどの程度の目標値であれば手が届くのかというところで、各課で議論の上、挙がってきた数値ということで事務局としては認識しているところでございます。

以上です。

○木村会長 ありがとうございます。

○片岡委員 今のご答弁がよくわからなかったのですけれども、要するに変えられないとおっしゃっているのでしょうか、変えられるとおっしゃっているのでしょうか。

○事務局（中田） 結論から言ってしまうと、変えられないということになります。

○片岡委員 どれ一つも変えられない。検討ができるものは一つもないということでしょうか。

○事務局（中田） 今申し上げましたとおり、国で決められているものについてはちょっと難しいかと考えております。そうではない部分で、例えば、「あらゆる暴力を根絶」の部分にあります目標値は国に縛られているものではなかったりしますので検討の余地はあるかと思うのですけれども、ここについて、現状、目標値として定めていますが、ここまでも達成できていない部分で、やや下がり気味ではあるとはいえ、具体的な数字としてどこまで設けるかというのはなかなか難しい部分があります。その部分については多少見直しをかけ

られるかと思うのですが、大きな数字の変化にはならないかなというのが素直なところでは。

○片岡委員 ありがとうございます。例えば、一番最初に上がっている「男女の地位の平等感」、目標値、令和2年度が30%で10年後も30%というのは、私は、プランを10年間進めていく上で、こんなにやる気のない表現の仕方はないなと思っているのですけれども。あるいは今の目標値が高過ぎるのか。

それと、国との関係って、藤沢市が男女共同参画において国より進んではいけないのでしょうかね。この2点、ちょっとお願いいたします。

○事務局（古谷） 今ちょっと中田担当から指標の設定についてお話がございましたけれども、まず、現状というのが1つある。現状がある程度改善がされてきていけば、当然それに伴って目標値も上げていくというのが、自然とといいますかあるべき姿だと思うのですけれども、例えば、今、片岡委員からご指摘いただいた男女の地位の平等感という、これをやはり見ていったときに、前回の2020のプランがここで終わるわけですけれども、平成25年に実施した調査では10.8%、最新値で9.7%という中で、前回の意識調査よりも若干下がっている。下がっていると、やはりそこをどう捉えていくか。あと、今おっしゃられたように、目標値が30.0%はそもそも高過ぎるから、もう少し現実的な形でしっかりやっていくのかというのがあると思うのですが、ちょっとこの数値のとり方というのが正直非常に難しい。ある程度主観的になってしまう部分もなくはない部分ではあるので、具体的にこういった指標をもっと高くてもいいのではないかと、低くてもいいのではないかとというようなご意見があれば、ここで伺い、かつ、それを担当課が関連するところは、担当課とこちらのほうで調整という形になってくるかと思えます。

回りくどい説明できちんと答えられなくて大変申しわけないですけれども。

○片岡委員 ありがとうございます。

○木村会長 ありがとうございます。今、事務局からちょっと指標のとり方の部分で少しヒントといいますか、何か考えるところがあればというようなお話もありましたけれども、いかがですか、そのあたり。何か。そろそろ次の議題に移りたいと思いますので。

そういうことでしたら、片岡委員から発言があったように、見直せるものがあるのかというところの改めての精査、そのあたりのフィードバックを次回また頂戴できればありがたいです。よろしくお願いいたします。

○富山委員 先ほど宮川委員もおっしゃったのですけれども、重点目標6「だれもが安心して暮らせる社会づくり」は、健康面ということになっています。しかし、先ほどの自殺の件も

含めると、こちらの事業の例示に近いと思いますが、3章の57番「ひとり親家庭～以降略」とか58番「生活に困難ある～以降略」の取り組みのように、母子、父子含め経済とか、あるいは困難をいろいろ抱えている方がおられて、その部分の項目というのはあまりここにはないので、何か健康面だけよければ誰でも安心して暮らせる社会になるのかということ、そうではないと思います。特に自殺の件を含めると、このような取り組みは、ジェンダー平等プランの数値目標として上げるのは難しいと思うのですが、何か健康だけで安心して暮らせる社会づくりという目標だけにしてしまうと、ちょっと足りていないのではないかと私は思います。具体的にどのような指標項目をいれるかということまでは現時点では申し上げられません。

- 事務局（古谷） 重点目標6の指標につきましては、そういった意見も踏まえて、あとは、数値をとるときに、先ほど井上委員からもご指摘いただいたのですが、前のジェンダー視点に基づく指標というのをとらないと、単に自殺した方の人数の推移みたいになってしまうので、担当課のほうでそういったデータをまず持っているかどうかというのは、ちょっと大きなハードルではあります。

今後そういう視点を貫いていただいてとっていただくようにすることはできると思うのですが、この段階でとっていますよというのがあれば、ぜひ入れたいと思います。ちょっとそこはバランスを考慮しながら検討させていただければと思います。

- 木村会長 どうもありがとうございます。新しい課題でもありますので、そのあたりをちょっと加筆いただけるといいのではないかと思います。

では、議題1はこれで終わらせていただきます。次回の委員会でもまたあるかと思いますけれども、よろしく願いいたします。

では、議題2、藤沢市のパートナーシップ宣誓制度のことについて、現状のご説明を事務局からお願いできますでしょうか。

- 事務局（中丸） では、議題2につきまして説明させていただきます。資料は3から6までの4種類となります。

では、資料3に沿って進めさせていただきます。この制度につきましては、今年はずっと議題としてご意見をいろいろといただいてまいりました。その後、セクシュアルマイノリティや事実婚の当事者の方などからの意見募集を実施するなど、さまざまな方からいただいたご意見を踏まえまして本制度の案を作成しましたので、ご報告をさせていただきます。

1のパブリックコメントの実施結果につきましては、資料4のとおりでございます。前回

の会議の際に実施状況という形でお示ししましたが、そこから修正されている部分が1カ所ありまして、2番のパブリックコメントの実施結果の意見等の提出者数につきまして、前回21人ということでお出ししていたかと思うのですが、こちら20人となっております。こちらにつきましては、1人匿名の方がいらっしゃいましたので人数を削らせていただきました。また、意見の総数につきましては、もう一度精査をしたところ1件増えましたので、その方の分が1件減っても総件数については変わりなく、内訳についても変わっておりません。

続きまして、2番の当事者等からいただいた主な意見につきましては、まず（1）当事者の方からの意見募集を10月20日から11月5日まで市のホームページにおいて実施いたしまして、6名の方からご意見をいただきました。いただいたご意見につきましては、こちらに書いてありますとおり、アの宣誓者の要件、イの制度の周知啓発に関する事、ウの制度全般について記載のとおりでございます。

次に、（2）本市において、セクシュアルマイノリティに関する講演会や研修会の講師をしていただいたことのある方にアンケート調査を依頼したところ、お二人から回答をいただきました。回答いただいたご意見につきましては、こちらに記載のある日常生活での困りごとについてや制度導入に期待することについてなどでございます。

裏面にお移りいただきまして、藤沢市パートナーシップ宣誓制度（案）につきましては、資料5のとおりでございます。前の素案を今回お示ししていないのですが、4番の素案からの主な変更点というところの説明をさせていただきますと、3、制度の概要の中で、3行目に、「市長がその事実を公的に証する」となっていた部分は、「市長が宣誓書を受領したことを証する」という形に変更いたしました。こちらにつきましては、様式等の検討によってわかりやすい表現といたしました。次に、7、受領証の返還の（1）のところにてただし書きを追加いたしまして、「ただし、特別な事情がある場合は、この限りではない。」ということを追加しました。こちらの変更理由につきましては、双方の意思によることのできない特別な事情、例えば、DV被害者である場合なども想定されるためでございます。次に、8、無効となる宣誓の（2）のところの「無効とした受領証」という言葉の前に「返還又は前項により」という言葉を追加しました。こちらにつきましては、受領証が返還されない場合が想定されるためでございます。

次に、5、宣誓書及び受領証のイメージにつきましては、資料6のとおりでございます。資料6の1ページ目が宣誓書のイメージです。こちらについては、職員の面前でお二人そろ

ってこちらに署名して提出していただくということで考えています。裏面につきましては、受領証のイメージです。受領証につきましては、このA4判のものとカード型のサイズも希望者には交付するというように考えておりますが、今回お示ししているのはA4判のほうだけですが、受領証という形でこういうことをイメージしております。

資料3に戻りますと、6番目、制度導入により対応できる行政サービスの検討状況等についてでございますが、現在、各部局において対象となる行政サービスについて検討を進めているところでございます。主に言われている、こちらでもご意見が出たところでございますが、住宅の部分と病院の部分で困難を抱えているというご意見もありましたけれども、こちらにつきましては、(1)市営住宅の入居者資格条件の対象となるかについて検討を進めている状況です。(2)市民病院における病状説明や手術の同意などの際に、パートナーが同席や同意をすることについては、現在、既に患者本人の希望に基づいて対応しているというところでございます。

7、今後のスケジュールでございますが、今回12月の市議会総務常任委員会でこちらの案を報告いたします。その後、職員への周知、関係機関等への周知、また、セクシュアルマイノリティに関する理解促進のための市民向けの講座を実施する予定でございます。そして、市民への周知を行い、4月1日から制度施行を考えております。

説明は以上となりますが、先ほど井上委員からありました、宣誓された方のその後のフォローアップということですが、こちらとしても、明記はしていませんけれども、考えておまして、現状の確認ということで、とりあえず1年ないし2年ぐらいたってから、今の状況はどうかというアンケートのようなものをとろうと思っております。それは継続して、住所確認とか住民票とかと連動していないのですね。なので、そういう住所変更とかそういうことをされてもこちらに通知をされない場合も考えられますので、そういう確認の意味も含めて調査を行っていかうと考えています。

説明は以上となります。よろしく願いいたします。

○木村会長 ありがとうございます。

何か、こちらの資料3、4とございましたけれども、どうぞ。

○井上委員 今の最後のところ、ありがとうございます。調査というのは、パートナーシップ宣誓制度をした方たちの生活の様子を知りたいというのではなくて、困りごとがないか、制度がどういうふうに機能しているかという、これからの行政サービスの向上のためにという形でよろしく願います。それで、行政サービス以外のところでもたくさん話が出てく

と思うのですよ。市が直接できないこともたくさん恐らくあって、それも含めて聞き取っていただけると大変よろしいかと思えます。

それはいいですけども、やはり養子条項は難しかったですか。ここが引っかかってこれが通らないというのは本意ではありませんので。ですけども、やはりちょっとだけ記録に残る形で意見を述べさせていただきたいのですが、パートナーシップ制度は、要するに法律婚ができない方たちの生活の実態、事実に基づいて行政サービスが円滑に動くようにしようというものです。ですので、むしろ養子縁組をしていらっしゃる方は、法律的な親族関係はともかく、生活実態として、これまでもこれからもパートナーシップ関係を安定的に築こうという意思のあらわれと見ることができるわけです。これが抜けるというのは制度の趣旨が変わってきてしまうと。だから、婚姻制度を後追するものではなく、生活実態に基づいて、同性パートナーの人たちが円滑な社会生活ができるような、そんな応援制度ということであれば、むしろ積極的に、これは養子縁組をしている方についても利用できるように本来であればなるべきだと個人的には思っていますので、ぜひ今後ともその検討を続けていただきたいと思っております。

ご存じだと思いますけれども、里親については、むしろ自治体等で積極的に認めていこうという言い方はおかしいですが、取り入れていこうという動きがもう既に始まっていますので、そういうことも含めて、この制度の趣旨がどこにあったかということをもう一度振り返って、今後ぜひご検討いただきたいと思っています。だからだめとか、そういう趣旨ではないですけども、ぜひよろしく願います。

○事務局（中丸） ありがとうございます。本当にいろいろとご意見をこちらの会議ではいただいております。ただ、こちらの会議ではなかなか出てこないのですけれども、やはりこの制度自体にとっても慎重にという声もありますし、また、夫婦と同じようなパートナーであるということを一一般の市民の方が受け入れるといえますか、それを納得することとがなかなか、まず難しいところがある中で、やはり婚姻のできない続柄というのが一般の婚姻制度のほうでありますので、それはある程度それに沿った形なのだけれども、でも、こういう同性であったり今の制度を使えないという状況のもとでパートナーということ由市が証するものなのだとご理解いただくために、できるだけこの制度のほうからは、あまり違いのないような形にして始めていきたいと考えています。

やはり婚姻制度というほうを重要視というよりも、セクシュアルマイノリティの方などの困りごと、生きづらさを軽減していくための一つのきっかけというだけであって、本当に、

まずご理解いただいて、そしてこの制度に協力していただくということを進めていかないといけないものだと考えています。そのためのまず最初のきっかけづくりなので、まずここでは、できるだけ、あまりそういうところを外れない形で受け入れやすい形にしておきながら、ただ、こちらの制度につきましては、条例とかではなくて要綱という市の取り決めで行うものでございますので、別に議会の議決がなくても大丈夫というものでございます。ただ、今新しい制度を始めるので議会にいろいろ報告をしているところでございますけれども、やはり開始した後に、つくりっ放しではなくて、先ほど申し上げたような調査も行っていこうと思っておりますので、そういうことも行いますし、当事者の方からも声をいただきたいと思っておりますので、そういうご意見などもいろいろ取り入れて、その後、変更しなければいけない点については変更していくとか、見直していくということは考えていきたいと思っております。そういうことでご理解をいただければと思っております。

○富山委員 今の件に関して、以前、養子要項を入れると、例えば市のほかの法律面というか条例面というかがうまく処理できない、対応できないというような発言があったと思うのですが、そういうことは事実あるのですか。例えば、養子要項を入れたために、他の条例と合わなくなるとか、あるいは法律と合わなくなるといったことがあるのでしょうか。また、何か市のほうの行政上の手続きがうまくいかないといったことがあるのでしょうか。

○事務局（中丸） 前に庁内に意見聴取をしたのですね、皆さんにご意見をいただいた素案、同じものを庁内で何か意見があるかということ聞いたときに、その意見もありまして、通常であれば親子って結婚できないのに、そういう関係になるということ自体が理解しにくいというのですかね。

○富山委員 それでは、市の何かそういうことでなく、単純に理解がしにくいということですね。

○事務局（中丸） 今までずっとこの素案では養子縁組は対象外としているというところがありますので、もし養子縁組をオーケーにしていた場合にはどうなるということまで想定した質問はこちらからは投げていないので、そのことについては特に、細かくはこちらは出てきていないところです。

○富山委員 ほかの市はやっているところも半分ぐらいあるわけだから、当然、法律的にクリアできるのだとは思いますが。わかりました、はい。

○宮川委員 2点あります。1点目は、先ほど養子縁組のところでご説明があった市民の理解が得にくいというようなお話がありましたけれども、そのあたりの感触、恐らく持っておら

れる感触レベルのことだとは思いますが、ちなみに、これは市民の代表である議員の方からそういう意見が出ているという理解でよろしいのでしょうか。

○事務局（中丸） この制度について慎重にというご意見は、議会のほうからいただいています。

○宮川委員 わかりました。ありがとうございます。

もう一点ですけれども、病院のほうはいろいろやったださっているということですが、介護保険の申請について、これはパートナーでもできるかというのは、これから高齢化していくにつれて非常に大きな課題になってくるかと思いましたので、そういった介護保険の申請もできるように取り計らいをいただければと思います。

以上です。

○事務局（中丸） そうですね、他市の状況を見ると、パートナーシップがなくても大丈夫というところに入っているケースもあつたりしますので、今回はパートナーシップ制度があつた場合に利用可能となるものということで聞いているので、もしかすると最初から回答が出てきていない可能性もあります。そちらのほうは確認をさせていただきます。

○宮川委員 はい、お願いします。パートナーでも申請可能ということが明記されていない場合、現場の運用でだめと言われる可能性も十分ありますので、そういうことがないようにしていただきたいと思います。

○木村会長 ありがとうございます。

本議題に関して、ほかはよろしいでしょうか。

特によろしいようでしたら、議題2は終わらせていただきまして、議題3、その他ということでは何か。今年はこれで終わりますけれども、そういうことで、何かある方いらっしゃいますか。

特段よろしいでしょうか。

○東委員 送っていただいたこちらのチラシ、石井クンツ先生の件、すぐに申し込みをいたしました。立教大学になっておりますけれども、昨年までお茶の水女子大で、定年退官されて、先週オンラインで最終講義があつたのですが、聞いてすばらしかった。ぜひ皆さんにもお勧めしたいと。

○木村会長 ありがとうございます。お聞きになったのですね。この後、事務局からもご紹介があるようでしたけれども、宮川委員、何か。

○宮川委員 この会議の運用上の話ですけれども、職場のほうでもかなりコロナの状況が厳し

くなってきて、外部の会議に出るのもかなり薄氷を踏むような状況になってきておりまして、今後この状況がどうなっていくかわかりませんが、必要な場合にはオンラインで開催できる等のご検討をいただければありがたいと思います。

○木村会長 ありがとうございます。まさに今後の状況、次回のスケジュールを考えますとどういった状況になっているのかというところがございますので、そのあたりも両にらみで、事務局のほう、すみませんけれども、どうぞよろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは、こちらのほうで終わらせていただきまして、あとは事務連絡のほう、よろしいでしょうか。よろしくお願ひいたします。

○事務局（諏訪問） 議事進行どうもありがとうございました。

事務局から、今ご紹介もいただきました2点ほどご案内がございますので、中田からご説明いたします。

○事務局（中田） では、時間も迫っておりますので、少し省略させていただきながらというところでございます。

まず1つ目ですけれども、先日、11月16日から18日の間、江の島シーキャンドル、展望灯台。こちらをパープルライトアップに協力いただきまして、紫色に点灯していただきました。女性に対する暴力をなくす運動の一環ということでご協力いただきまして、写真を撮ってまいりましたので、近々ホームページにアップしたいと思っております。また折を見て、見ていただければと思ひます。

2つ目、案内です。先ほど東委員からご発言いただいたのですけれども、石井先生にオンライン講演という形でお願ひしまして、こちらのほうを近々実施いたします。こちらは当然定員がございませんので、周りの方ですとか、そういうところにもご案内いただいて、たくさんの方に見ていただきたいと思っております。どうぞご協力をよろしくお願ひいたします。

また、今手元にはないのですけれども、人権のほうの講演会ということで、同様にオンライン開催ですが、ダニエル・カールさんをお呼びしての多文化共生というところのお話をいただいております。こちらのほうもぜひともご視聴いただければと思っております。どうぞよろしくお願ひいたします。

事務局からのご案内は以上でございます。

○事務局（諏訪問） 次回の会議につきましては、1月22日の金曜日、午後の開催を予定しております。今、委員の方からご指摘ありましたように、新型コロナウイルスの感染状況というところで、かなり厳しい状況と認識しております。国、県の動向はもちろんのこと、本市

の会議の場、実際の開催のあり方等も今後指示が出てくるのではないかというところは想定しておりますので、その辺りの情報提供とあわせて、一応、改めてご連絡のほうは差し上げるような形になると思います。とりあえず1月22日ということで、現状のところは、申しわけございませんが、皆様のご予定をよろしく願いいたします。

本日はお忙しい中、ありがとうございました。

以上で本日の会議を終了いたします。